

(2) 区民センター公園

ア 設置目的

区民センター公園は、都市計画法に基づく都市施設に位置付けられた都市計画公園（近隣公園）として、昭和49年8月に区民センターと一体で整備、開園しました。

区では、区民センター公園を地域公園と位置付け、地域のコミュニティの場、自然・歴史・文化・景観等の特性を活かした自然とのふれあいや学習の場、地域の緑の拠点としています。

イ 新たな区民センターにおける区民センター公園の基本的な考え方

○公園面積は現状どおりとし、都市計画決定の変更は行わないものとします。また、現在、公園面積の約半分を屋外プールとテニスコートで占めていますが、年間を通してより多くの区民がいこい、楽しめる場とすることを目的に、オープンスペースを広く確保し、多様な利用が可能な公園とします。

○生物多様性に配慮し、既存公園の樹木の保全をはじめ、多様な緑化を行います。また、市街地の潤いやヒートアイランド現象の緩和にも寄与し、市街地の環境改善を図ります。

○区民センター各施設へのエントランス部分として、また、機能を有効かつ自由に利用することができる空間を構成することにより、レクリエーション・コミュニティ機能の向上を図ります。

○「目黒川を中心としたみどりの保全軸」「山手通り、目黒通りを中心としたみどりの創出・育成軸」「公園・緑地や文化施設、史跡等をつなぐみどりの散歩道」に配慮してウォーカブルなまちづくりに寄与します。

○区では、住民参加を基本とした公園づくりを進めており、区民センター公園についても、地域の方や公園利用者の方を対象とした意見収集の機会を設け、いただいた意見を基本計画（素案）に反映していきます。選定された事業者は、提案内容をベースに情報共有や意見交換等を行いながら、地域に親しまれる公園の実現を図ります。

ウ 整備の方針

(ア) 交流の場・活動の場

○新たな区民センターの各機能との連携を図り地域のコミュニティを育むため、あらゆる用途に利用しやすいオープンスペースを確保し、賑わいや交流の拠点とします。

- ・各施設と連携した催しや多目的な利用が可能な広場の整備
- ・屋外における各種コミュニティ活動ができる場づくり

○障がいの有無に関わらず子ども達から高齢者までが安全に遊びや健康づくりの場として利用できる環境を整備します。

- ・ユニバーサルデザインによる公園施設整備（例：インクルーシブ遊具、健康遊具等）
- ・散策しやすい動線計画
- ・誰でも利用できる多様な遊びや運動の場の整備

(イ) 景観の向上

- 区民センター施設や目黒川と一体となった景観の形成に努めます。
 - ・公園と建物デザインの調和による景観形成
 - ・目黒川や周辺環境と調和した景観形成
 - ・四季折々の花が咲き、新緑や紅葉など自然の変化を感じることができる景観

(ウ) 環境保全

- 既存樹木の保全と文化継承を図ります。
 - ・「めぐろ平和の鐘」「被爆二世樹木」の保全
 - ・大径木等の保存を基本とし、樹木の健全度や生育環境等を把握した良好な樹林環境の保全
- ヒートアイランド現象の緩和、エコロジカルネットワークの形成等に寄与します。
 - ・公園の緑被率の向上（50%以上確保）
(目黒区みどりの条例施行規則第10条「公共施設の緑化基準」)
 - ・生物多様性に配慮した質の高い緑化
 - ・公園内建築物の緑化

(エ) 歩行者ネットワーク形成

- ウォーカブルなまちの形成を図ります。
 - ・目黒川との一体感を感じることのできる歩行空間づくり
 - ・目黒川の桜の開花時期に対応した動線計画
 - ・隣接する区民センターの各施設への誘導、ふれあい橋、田道広場公園へのスムーズな移動動線

(オ) 防災

- 豪雨対策の充実に寄与します。
 - ・グリーンインフラを活用した雨水流出抑制
 - ・貯留機能を有する施設等による雨水流出抑制
- 避難機能の充実を図ります。
 - ・地域避難所の補完機能
 - ・延焼遮断帯、避難動線の確保

(カ) その他

- ・公園利用者用便所の整備
- ・公園内建築物への雨水タンク設置（雨水利用、普及啓発）

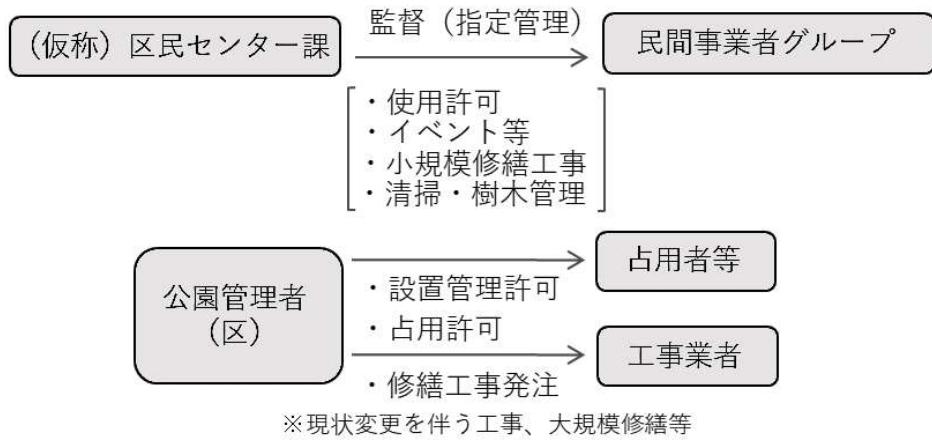
工 運営・管理方針

指定管理者制度により運営される区民センターと一体的な管理運営を行います。

日常的な維持管理業務（清掃、植栽管理、巡回点検等）や施設の修繕、使用許可業務等とともに、新たな区民センター各機能との融合により、新たな区民センター、区民センター公園双方の魅力向上を実現する運営管理を行います。

また、住民参加による花壇や植栽の管理など、地域の方々が育てる公園を目指します。

【区民センター公園の維持管理体制（イメージ）】



才 公園内に設置可能な建築物

公園内での建築は、目黒区立公園条例第2条の5及び6における公園施設の建築面積の基準と基準の特例、また、都市公園施行令第5条における公園施設の種類を遵守したものとします。

公園施設	建蔽率
便益施設	2%
管理施設	
休養施設	
運動施設	10%
教養施設	
屋根付き広場等高い開放性を有する建築物等	10%

力 工事期間中の対応

工事期間中は休園します。